

青森県おでかけキャンペーン実施要領【宿泊施設用】

青森県観光国際戦略局 誘客交流課

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響等により、国内外からの観光客は大幅に減少しており、県内宿泊事業者、旅行事業者においては、厳しい環境に直面していることから、県内における流動及び消費の拡大を図るため「青森県おでかけキャンペーン（以下、「本キャンペーン」と言う）」を実施することとし、必要な事項について以下のとおり定める。

2 本キャンペーンの実施にあたって

本キャンペーンは、一人ひとりの感染防止対策で「安全・安心」な旅を楽しみながら、観光産業を応援することを目的としたキャンペーンです。

参加される事業者の方々の感染防止対策はもちろんのこと、本キャンペーンを利用される旅行者の方々に安心して楽しい青森県の旅をお楽しみいただくため、一人ひとりが新しい旅のエチケットを守り感染リスクを避けていただくよう、旅行者への呼びかけの徹底をお願いいたします。

3 停止条件

新型コロナウイルス感染症の状況により、本キャンペーンを停止、または、対象道県を制限する場合があります。

4 本キャンペーンの概要

(1) 宿泊代金の割引

1人泊当たり4,000円（税込）以上の宿泊プランについて、1人泊あたり宿泊代金（税込価格）の50%を割引（割引額は最大5,000円）。

県のキャンペーン割引適用前の宿泊代金（税込）	県のキャンペーンによる割引額（税込）
10,000円以上	一律5,000円を割引
4,000円以上～9,999円以下	宿泊代金の50%相当額を割引
3,999円以下	0円割引

<他の割引制度との併用について> ※（別紙2）もご参照ください

本キャンペーンは国の「地域観光事業支援」制度を活用して実施することから、他の割引制度と併用する場合は、以下を遵守してください。

- 市町村の割引制度（キャンペーン）等、他の割引制度との併用は妨げません。ただし、割引併用の可否は、他の制度の要件によるものとします。
- 他の制度の割引を併用する場合、他の制度の割引適用後の宿泊代金に、県のキャンペーン割引を適用してください。また、他の制度の割引後の宿泊代金が4,000円（税込）以上のプランが割引の対象となります。
- オンライントラベルエージェント（以下、「OTA」という）で、各々が貯めているポイントについては、現金と同等のもののみなし、県の割引適用後の代金に充当しても差し支えありません。

- キャンペーン実施料（割引に係った費用）については、後述する「青森県おでかけキャンペーン実績報告書（様式 7-2）」の記載内容に基づき、本キャンペーンの参加施設に対して、「青森県おでかけキャンペーン」事務局（以下、「事務局」と言う）が支払います。
- 既存の宿泊プラン、新規の宿泊プランを含む全ての宿泊プランを割引の対象としますが、本キャンペーンの専用プランを造成し、販売いただくことも可能です。
- 「あおり宿泊プロモーション」および「令和 3 年度冬季あおり宿泊プロモーション」で県の承認を得た宿泊プランの販売も可能ですので、本キャンペーンを機にぜひ販売を行ってください。ただし、プランの内容によっては、本キャンペーンの対象とならない場合もございますので、本要領の内容をご確認の上、ご不明な点は事前に事務局までお問い合わせください。

（2）クーポンの配付

本キャンペーンで使用するクーポンは、下記の **3 種類** です（下記、3 種類を「クーポン」と言う）。事務局から参加施設あてに送付する紙媒体のクーポンを、チェックイン時に、本キャンペーン利用者（以下、「利用者」と言う）に対してお渡しください。

- ① 【水色】「青森県春のおでかけクーポン」
- ② 【水色】「青森県おでかけクーポン」
- ③ **【緑色】「青森県おでかけクーポン [全国版]」 ※追加となりました**
 - 本キャンペーン期間中は、上記 3 種類のクーポンが利用可能です。
 - クーポン事務局において、上記、水色のクーポン（「青森県おでかけクーポン」）の在庫が無くなり次第、緑色のクーポン（「青森県おでかけクーポン [全国版]」）を、参加事業者の皆様にお送りする予定です。
 - **③のクーポンには [全国版] との記載がありますが、全国の居住者、並びに、全国の店舗で利用できるという意味ではございませんので、ご注意ください。**

【水色のクーポンについて：皆様へのお願い】

- 「青森県春のおでかけクーポン」、および、「青森県おでかけクーポン」については、券面に記載している有効期限が経過していても、**令和 4 年 9 月 1 日（木）まで利用可能**です。
- クーポン券面の有効期限は修正せず、そのまま配付してください。また、取扱店舗印部分には押印しないようご注意ください（修正および押印した場合、クーポンは使用できません）。

【緑色のクーポンについて：皆様へのお願い】

- 「青森県おでかけクーポン [全国版]」は、有効期限の記載がないクーポンです。大変お手数ではございますが、**有効期限（令和 4 年 9 月 1 日）をご記入の上、利用者に配付いただきますようお願い申し上げます。**
- 有効期限の修正が出来ないことから、万が一、日付を誤って記入した場合、そのクーポン券は無効となります。**無効となったクーポン券は廃棄せず、事前にご連絡の上、クーポン事務局まで送付いただきますようお願い申し上げます。**事務局では、書き損じ等で無効になったクーポンが届き次第、差し替え用のクーポンをお送りします。
- 取扱店舗印部分には押印しないようご注意ください（押印した場合、クーポンは使用できません）。

<注意事項>

- ① 県のキャンペーン割引適用前の宿泊代金が、3,999円（税込）以下2,000円（税込）以上の宿泊プランについては、「0円割引」を適用するものとし、後述の「青森県春のおでかけクーポン」または「青森県おでかけクーポン」を人泊数に応じて利用者へ配付します。
- ② 県のキャンペーン割引適用前の宿泊代金が、1,999円（税込）以下の宿泊プランについては、本キャンペーンの対象とはなりません。

県のキャンペーン割引適用前の宿泊代金（税込）	県のキャンペーンによる	
	宿泊代金の割引	クーポン配付
10,000円以上	一律5,000円を割引	配付あり
4,000円以上～9,999円以下	宿泊代金の50%相当額を割引	配付あり
2,000円以上～3,999円以下	0円割引	配付あり
1,999円以下	割引なし	配付なし

5 割引等の対象者

本キャンペーンの利用対象者は、下記の要件を満たす者とする。

(1) 青森県、北海道、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県の居住者

- 現住所が確認できる身分証明書等（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、住所が記載されている公共料金の領収書等）を当日持参するよう、利用者の予約時点で必ずご案内ください。
- 宿泊当日は、キャンペーン利用者全員分の身分証明書を確認し、対象道県の居住者であることを必ず確認してください。なお、同じグループ内に、キャンペーン対象外の居住地の方が含まれる場合は、その方のみ、本キャンペーンの対象外となります。

【例】青森県内居住者と東京都内居住者がグループで宿泊する場合、青森県内居住者のみ、本キャンペーンを利用できます。

(2) **新型コロナウイルスワクチンを3回接種済であること**、または、**PCR検査等の結果が陰性であること**かつ**旅行開始日に検査結果が有効であること**

【注意】青森県内の居住者に限っては、**新型コロナウイルスワクチンを2回接種済（ただし、2回目のワクチン接種日から14日以上経過していることが条件）であれば、本キャンペーンの利用が可能です。**

（例）6月10日に2回目のワクチンを接種した場合、14日以上経過した6月24日から本キャンペーンの利用が可能です。

- 宿泊当日は、キャンペーン利用者全員分の接種済証明等を必ず確認してください。なお、同じグループ内に接種済証明等が提示できない方が含まれる場合、宿泊当日、接種済証明等を提示できる方のみ、本キャンペーンを利用できます。
- PCR検査の場合、検査結果の有効期間は通常3日間ですが、利用者自身で検査機関に事前に確認いただくようご案内ください（旅行開始日において、検査結果が有効であることが必要です）。

6 接種証明書等の確認に当たって

利用者に対しては、予約の時点で次の同意を得る必要があります。

- ① ワクチンを3回以上接種済であること、又は、PCR検査等で結果が陰性であること且つ旅行開始日に検査結果が有効であることが、本キャンペーンの利用条件となること。
※青森県内の居住者に限っては、新型コロナワクチンを2回接種済（ただし、2回目のワクチン接種日から14日以上経過していることが条件）であれば、本キャンペーンの利用が可能。
- ② 新型コロナワクチンの接種済証明書、または、PCR検査等の検査結果通知書のいずれかを、宿泊当日、チェックインの際に提示する必要があること。
- ③ 持参忘れ等により当日提示ができなかった場合、本キャンペーンは利用できないこと（利用者が複数名の場合、提示できない方のみ対象外）。
- ④ 上記理由により、本キャンペーンが利用できず取り消しする場合、所定の取消料が発生すること。

【注意事項】

- 代表者だけでなく、キャンペーン利用者全員分の確認が必要です。「青森県おでかけクーポン」・「青森県おでかけクーポン」受領書（様式5）に確認状況をチェックいただき、請求書等とともに、期日までに事務局に送付してください。
- 12歳未満の児童については、同居する親等の監護者が同伴する場合、検査は不要です。
- 学校等の活動に係る宿泊サービスについては、「ワクチン・検査パッケージ」を利用条件としないため、接種証明等の確認は不要です。
- 販売の際は、上記①～④を必ず明記してください。

【重要】ワクチン接種証明・検査証明等の取扱いにつきましては、本キャンペーン特設サイトでも掲載しておりますので、詳細はそちらでご確認をお願いいたします。

7 割引等の適用期間

令和4年8月31日（水）宿泊分まで（チェックアウトは令和4年9月1日（木）まで）。

- 令和4年7月1日（金）～令和4年7月14日（木）の利用分につきましては、令和4年6月21日（火）から新規予約を開始いたしました。
- 令和4年7月15日（金）以降の利用分につきましては、令和4年7月15日（金）からの新規予約が、本キャンペーンの対象となります。予約開始日前のご予約につきましては、本キャンペーンの対象とはなりませんので、ご注意ください。
- 予算が上限に達した場合、本キャンペーンは終了となります。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、本キャンペーンの割引等の適用期間は変更となる場合があります。予めご了承くださいませようお願いいたします。

8 本キャンペーンの参加要件

本キャンペーンの参加対象となる宿泊施設は下記の要件を満たすものとする。

- (1) 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館業協会、全日本ホテル連盟等が作成した「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」等に基づく感染防止対策を遵守・実施していること。
- (2) 万が一、従業員や施設を利用した旅行者等に感染者が発生した場合は、速やかに事務局まで報告すること。
- (3) 青森県内に所在し、観光客に宿泊のサービスを提供する施設であること。
- (4) 本キャンペーンの事業目的に賛同し、本要領に定める内容を遵守できる施設であること。

- (5) 下記いずれかの会員に該当する施設であること。
 - ・公益社団法人青森県観光連盟（以下、「青森県観光連盟」と言う）会員
 - ・青森県旅館ホテル生活衛生同業組合会員（青森県観光連盟会員）
 - ・青森県民宿連合会会員（青森県観光連盟会員）
 - ・浅虫温泉旅館組合会員（青森県観光連盟会員）
- (6) 上記（5）以外で、令和2年度に県が実施した「あおもり宿泊キャンペーン」において、県がキャンペーンへの参加を承認した宿泊施設
- (7) 上記（5）および（6）以外であっても、市町村からの推薦があり県が承認した施設であれば、本キャンペーンへの参加を認めることとする。
- (8) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項から第4項の営業許可など、当該施設を運営するうえで、必要な許可を得ていること。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の第2条第6項第4号に該当しないこと。
- (10) 青森県暴力団排除条例（平成23年3月18日青森県条例第9号）を遵守すること。
- (11) その他公序良俗に反しない施設であること。

9 本キャンペーンへの参加方法等

(1) 参加申込

本キャンペーンへの参加を希望する宿泊施設は、下記に基づき、事務局宛に郵送、FAX又はメールにより必要書類を提出してください（すでに参加申込書等を提出いただいた施設の方は、改めて申込書等を提出いただく必要はございません）。

<提出書類>

- ① 「青森県おでかけキャンペーン」参加申込書（様式1）
- ② 新型コロナウイルス感染防止対策確認書（様式2）

<提出期限>

本キャンペーン期間中であれば、随時申し込みを受け付けいたします

<参加申込書類提出先・宿泊に関するお問い合わせ先>

青森県おでかけキャンペーン事務局

住所：〒030-0803 青森市安方1-1-40 青森県観光物産館アスパム4階

電話番号：017-775-5031（電話受付時間：9時30分～17時30分）

FAX番号：017-775-5035

E-mail：aomori_yukyaku@bsec.jp ※12/30～1/3は休み

(2) 参加決定及び販売人泊数の通知

- ① 青森県は「青森県おでかけキャンペーン参加申込書（様式1）」の提出がなされた際は、その内容を審査し、参加の可否を決定します。
- ② 事務局は青森県の決定を受け、「青森県おでかけキャンペーン参加決定通知書 兼 販売人泊数通知書（様式3）」により、本キャンペーンの参加が決定した参加施設に対して郵送等で通知します。本キャンペーンへの参加が決定した施設は、通知書に記載の予約受付開始日時から販売を開始いただくことが可能となります。

※販売開始後、本通知による販売人泊数（割当人泊数）を超える見込みとなった場合は、事務局宛に「青森県おでかけキャンペーン追加販売申請書（様式4）」を、速やかにFAX又はメールにより提出してください。

(3) クーポンの配付を含めた本キャンペーンの実施

- ① 参加施設は、利用者に対して本キャンペーンによる宿泊割引を実施するとともに、**1人泊当たり 2,000 円分のクーポンを、利用者の泊数に応じてチェックイン時に必ず配付してください。**
- ② 参加施設は「青森県おでかけクーポン受領書（様式5）」を利用者から受け取り保管していただくとともに、「青森県おでかけクーポン管理実績報告書（様式6）」を作成してください。

※クーポン（「青森県春のおでかけクーポン」「青森県おでかけクーポン」「青森県おでかけクーポン[全国版]」）は宿泊代金に充当することはできません。

<クーポンに関するお問い合わせ先>

青森県おでかけクーポン事務局

住所：〒030-0962 青森市佃 1-2-11 （株）RAB サービス内

電話番号：017-752-8325（電話受付時間：10時00分～16時00分）

FAX 番号：017-742-7711

E-mail：odekakecp@aomori-trip.com ※土日・祝日および12/30～1/3は休み

(4) 実績報告及び精算

参加施設は、指定された締め切り日までに、事務局宛に下記書類を**郵送（当日の消印有効）により提出**してください。

なお、期日までに書類の提出がなされない施設に対しては、事務局が電話連絡等により確認を行います。また、キャンペーン実施料の支払いが遅れる可能性がありますので、ご注意ください。

<提出書類>

- ① 「青森県おでかけクーポン」受領書（様式5）
- ② 「青森県おでかけクーポン」管理実績報告書（様式6）（※）
- ③ 「青森県おでかけキャンペーン」実施料請求書（様式7）
- ④ 「青森県おでかけキャンペーン」実績報告書（様式7-2）
- ⑤ 未配付のクーポン（「青森県春のおでかけクーポン」「青森県おでかけクーポン」「青森県おでかけクーポン [全国版]」）

※②管理実績報告書、および、⑤未配付のクーポンは、最終実績報告書類提出期限までに事務局に送付してください。

※④実績報告書につきましては、**メールによる Excel データでのご提出**も可能な限りお願いいたします。

※請求書および実績報告書等は、お客様の利用月ごとの作成をお願いいたします。

(5) 本キャンペーン実施料の支払い

事務局は、参加施設から提出された書類を審査し、不備がない場合は、青森県の承認を得た上で、キャンペーン実施料を予め指定された期日までに、参加施設に対して支払うものとします。

なお、事務局から支払うキャンペーン実施料につきましては、「青森県おでかけキャンペーン請求書（様式7）」および「青森県おでかけキャンペーン実績報告書（様式7-2）」

の報告内容に基づき、1人泊当たり宿泊代金の50%の割引分（割引額は最大5,000円）のみを支払うものとし、販売に付随する費用（広告費・造成費等）を支払うものではありませんのでご注意ください。

<実績報告書等の提出期限および実施料支払予定日>

実績報告書等の提出期限	実施料支払予定日
令和3年12月10日（金）	令和3年12月29日（水）
令和4年1月12日（火）	令和4年1月31日（月）
令和4年2月10日（木）	令和4年2月28日（月）
令和4年3月17日（木）	令和4年3月31日（木）
令和4年5月10日（火）	令和4年5月31日（火）
令和4年6月10日（金）	令和4年6月30日（木）
令和4年7月11日（月）	令和4年7月29日（金）
令和4年8月10日（水）	令和4年8月31日（水）
令和4年9月9日（金）	令和4年9月30日（金）

【注意】本キャンペーンの実施期間延長に伴い、実績報告書等の提出期限、並びに、実施料支払日を一部変更しておりますので、ご注意ください。

10 本キャンペーン実施に当たっての留意事項

- (1) 1泊以上の宿泊を必須とします（日帰りプランは対象外）。
- (2) 利用回数に制限は設けません。ただし、連泊の場合は5泊までとします。
- (3) 宿泊代金に含められないものは以下の通りです。
 - ① 換金性の高いもの
 - 金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券、おこめ券、旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）
 - 鉄道普通乗車券、特急券（指定席券等を含む）、回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等
 - 収入印紙や切手等
 - ② 上記のほか、事務局が対象商品として適切ではないと認めるもの
- (4) 以下の内容については、本キャンペーンの対象外とします。
 - 県が実施する他の宿泊割引、宿泊支援制度を利用した旅行。ただし、宿泊代金以外の費用を割引する制度との併用は妨げるものではありません。
 - 国、地方自治体、公共団体が実施する会議、研修旅行。
 - 国、地方自治体、公共団体の職員が実施する公費を利用した出張。
 - 宗教活動、政治活動を目的とした旅行。
 - 国が実施するGoToトラベル事業との併用は不可。
- (5) 本キャンペーンの対象となる商品の販売に際しては、キャンペーン事業であることを明らかにしてください。また、本来の価格と割引後の価格を明示し、その差額に対し助成があることを利用者が明確に認知できるようにしてください。また、利用条件等（身分証明書、および新型コロナワクチン接種済証明またはPCR検査等の陰性証明等は、利用当日の提示が必要であることなど）につきましても、本キャンペーンの利用者に分かりやすいよう、自社ホームページ等宣伝物への記載をお願いいたします。

- (6) 連泊プランの場合は、1泊当たりの宿泊代金を明確にして「青森県おでかけキャンペーン実績報告書（様式7-2）」に記入してください。
- (7) 本キャンペーンの対象となる商品を、取引先等の関係者に優先販売することを禁止します。
- (8) 利用者の宿泊代金の精算方法については参加施設の判断によるものとし、制限は設けません（事前決済、現地決済のどちらも可とします）。
- (9) 販売方法については参加施設の判断によるものとし、内容に制限は設けませんが、下記を確認できることが条件です。
 - ① キャンペーン利用者全員が、青森県、北海道、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県のいずれかの居住者であること
 - ② キャンペーン利用者全員が、ワクチンを接種済であること、または、PCR検査等で結果が陰性であること（12歳未満は除く）。
- (10) 取消料は割引前の宿泊代金にかかるものとします。また、取消料に対する補助はありません。
- (11) 青森県及び事務局は、「青森県観光情報サイト」等を活用の上、本キャンペーンを幅広く周知する予定です。

11 その他

- (1) 事務局あてにご提出いただいた関係書類の返却はしません。また、本キャンペーンに係る業務以外の用途で使用することはありません。
- (2) 事務局は、本キャンペーンの参加決定後に、参加施設による虚偽申告や不正が発覚した場合は、当該参加施設を対象外とします。既にキャンペーン実施料が事務局から支払われている場合は、当該費用を速やかに事務局に返還することとなりますのでご注意ください。
- (3) 本キャンペーンの販売状況等を把握するため、「販売状況確認票（別紙1）」を毎週月曜日に事務局まで提出してください（期限は厳守願います）。
- (4) 本事業は国の会計検査院の調査対象事業のため、事業で使用した書類は、キャンペーン実施料を受領した年度の翌年度から5年間保管してください（本実施要領に則り対応いただきますとともに、本キャンペーンに関する宿泊台帳・予約台帳等の整備等につきましても、遺漏ない対応をお願いいたします）。
- (5) この要領に定めのない事項については、青森県と事務局が協議の上、別に定めます。

附則

- この要領は、令和3年4月28日から施行する。
一部改正は、令和3年6月24日から適用する。
一部改正は、令和3年7月2日から適用する。
一部改正は、令和3年7月8日から適用する。
一部改正は、令和3年12月9日から適用する。
一部改正は、令和3年12月14日から適用する。
一部改正は、令和4年3月2日から適用する。
一部改正は、令和4年3月25日から適用する。
一部改正は、令和4年4月6日から適用する。
一部改正は、令和4年4月20日から適用する。
一部改正は、令和4年4月26日から適用する。

- 一部改正は、令和4年5月24日から適用する。
- 一部改正は、令和4年6月10日から適用する。
- 一部改正は、令和4年6月21日から適用する。
- 一部改正は、令和4年7月14日から適用する。